

2024年9月

総務大臣
松本剛明様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、地方税の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード（以下、「eL-QR」という。）の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大

eL-QR の基本 4 税目以外への拡大を巡っては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）におい

て、「令和5年度から eL-QR 印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該 QR コードを印字する」とされた。

しかしながら、令和6年4月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等に QR コードが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかに QR コードが付されるよう、上記方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

また、地方公金については、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、遅くとも令和8年9月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指し、関係法令の改正等の取組を進めること、また、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組みを行うこととされている。

足許では、2023年11月16日に開催された「規制改革推進会議_第1回公共ワーキンググループ」において、議論が行われたところ、貴省におかれては、本件の可能な限り早期の実現に向けて、これに沿って遅滞なく進めていただきたい。また、令和8年9月までに公金収納を開始した後は、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAX を活用した納付が可能となるようにしていただきたい。地方公共団体の任意により eLTAX を活用することができることとされた公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

一方、全ての地方税・地方公金において eLTAX が活用されるまでは一定程度期間が必要であると思われるところ、過渡期の対応についてもご検討いただきたい。具体的には、納付書での納付を義務付けている地方公共団体が大宗である道路・河川占有料、リサイクル資源買取料金等の税金対象外費目について、専用口座作成、振込みでの納付を可能とすることを全国の地方公共団体に周知していただくことをご検討いただきたい。あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限（「店頭収納の翌営業日」等）を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知することもあわせてご検討いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携したUI・UXのさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルやe-Govの活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルやe-Govの機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAXのUI・UXのさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QRコード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAXに「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客にeLTAX納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されている、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAXによりイメージファイルあるいはPDFとして表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報がeLTAX上にアップロードされる仕組み。

④eLTAXにおける複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数IDの付与【新規】

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAXの電子納付（ダイレクト納付）は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、ワークフローシステムは個人、または企業規模によってもニーズが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤退職所得の一括アップロード機能搭載【新規】

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力のリスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただくことをご検討いただきたい。

⑥MPN を利用した自動ダイレクト納付²の実現【新規】

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行えば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落としによる納付ができることとなった。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

については、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することをご検討いただきたい。

⑦地方税お支払いサイトの利便性向上について【新規】

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下の機能を実装す

² 「国税庁ウェブサイト：G-2-2 ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)の手続」
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

ることもご検討いただきたい。

- ・ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大
現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、QR 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイトを利用した納付に繋がらないケースもある。
スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QR の読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの明細削除機能実装
複数件の QR コードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QR コード読取り後でも明細を削除することができるように機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの出力機能実装
固定資産税や自動車税の納付書を QR コードにて読み込んだ場合、納付後に CSV 出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階で QR 読取データを CSV 形式あるいは PDF 形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止 【新規】

いくつかの地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていたため、その後イレギュラーな処理をとる必要があったケースが発生したと承知している。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QR には正しい情報を格納するよう、地方公共団体に周知いただきたい。

⑨地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化 【新規】

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税 (0.9 億件)³であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス (EB サービスで個人住民税 (特別徴収) を納付できるサービス⁴) を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷

³ 地方税の納付件数については、以下資料から引用。

令和 5 年 3 月 7 日 令和 4 年度地方財政審議会 資料 (2) (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei/02_04001397_00459.html)

⁴ 当該サービスでは、金融機関は納付データを電子的に受付する一方、金融機関から地方公共団体への納付情報の連携にあたっては、金融機関が受付データを元に「紙」の済通や媒体を出力・搬送しているため、地方公共団体・金融機関双方ともに紙の済通処理に伴う業務負荷が発生

および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれては、本機能実装のために eLTAX の機能改善をご検討いただきたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

①納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

貴省におかれては、地方公共団体が取り扱う各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい⁵。なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク (MPN) 標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

②固定資産や車両を特定する情報の納付書、「地方税お支払いサイト」への記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払いサイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれる。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータの的に資産と納付書の突合ができるような在り方を実現いただきたい。

③延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考えられる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1件

⁵ 様式統一には、地方税統一 QR コード付き納付書における、eL マークの印字必須化を含む。

ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QRによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車を一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QRによる収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量のeL-QRの読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて働きかけていただきたい。

⑤自動車税還付時の口座振込払い

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法⁶において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納

⁶（指定金融機関等の検査）

第一百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっているものと推察される。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法（eL-QR を用いた納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の 1 つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思慮する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の取組みを後押ししていただきたい。

⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用【新規】

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている⁷。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QR の読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QR の読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

(4) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の

⁷ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている（『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ 参照）。

推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QR が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であるところ、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(6) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、この問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応を検討いただきたい⁸。

⁸ 民間車検場においては、納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が 4 月～6 月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めることもあり、

また、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることについても、ご検討いただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクやCMTの生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(3) 地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進

地方公共団体が支払う公共料金等において、当該団体が仮にインターネットバンキングを導入していたとしても、その決済資金（支払原資）を口座引落により処理せず、小切手を振り出すことで充当しているために、金融機関の事務は効率化されていないケースがある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」では、「インターネットバンキングによる口座振替（振込）の方法により支出することを指示す

本件はシステム反映のタイムラグを短くするのみでは、解決しない可能性がある。

ることは『会計管理者の通知』に該当する」ことを示していただいていると認識している。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金（支払原資）を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

(4) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022年12月から、国税のスマートフォン納付が、2023年4月から、地方税のQRコード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト・eLTAX利用体験版の作成等含む）の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署がe-Taxのサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働きかけを行っていただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセン

ティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え
る。

貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ
付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率
の適用）を検討いただきたい。

(3) キャッシュレス納付割合の明確化【新規】

現状、国税に関しては国税庁において、令和7年度までにキャッシュレス納付割
合を40%にするという数値目標が掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・
活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定するこ
とをご検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受
益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。
本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望す
る。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、
公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知し
ている。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとな
っている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばである
と認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

①地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。

②適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考え
ているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正な
ものとは言い難い。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、
地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体
の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始されたeL-QRによる窓口収納手数料については、地方
税共同機構において見直しが検討されており、現在、金融機関における一括伝送方
式に係るコスト把握・分析が行われているものと承知している。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構
における検討を促進いただきたい。

なお、2024年10月からの公金の内国為替制度運営費の適用開始⁹については、2024年1月に貴省から各地方公共団体に対し、地方公共団体が負担する経費に対して新たに地方税交付措置を講ずる旨、通知が発信されたものと承知している。金融界としては、内国為替制度運営費を地方交付税により手当いただけることは歓迎であるが、公金振込事務に係る経費負担の適正化については、未だ道半ばであると認識している。

貴省におかれては、本件に係る金融機関からの協議の要請等に対して、真摯に対応されたい旨、地方公共団体に周知いただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約6,000万件（平成30年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、本件業務に係る金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただきたい。

以上

⁹ 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出については、2024年10月から、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無償であった仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用が1件62円（税別）に変更となる。